

》ごみ処理施設への直接搬入について

引っ越しや大掃除などでごみがたくさん出る場合は、自分でごみ処理施設に直接搬入されるか、または一般廃棄物収集運搬業者（39 ページ）に依頼してください。

施設へ直接ごみを搬入する場合は、指定ごみ袋や収集券を使う必要はありません。指定ごみ袋に入れて搬入されても右記手数料をいただきます。

なお、搬入届出書をダウンロードし、事前に必要事項を記入してお持ちいただくとスムーズに搬入できます。（出雲市のホームページから「ごみ処理施設搬入届出書」と検索）

処理手数料 (全施設共通)

家庭ごみ	10kg あたり	52 円
事業ごみ	10kg あたり	157 円

燃えるごみの搬入先

出雲エネルギーセンター

搬入できる区域 全市

住 所 出雲市古志町 4305 番地 1

受付時間 月～金 8:30～16:30
土 8:30～12:00

日曜日、1/1～1/3 は受付しません。

お問い合わせ ☎0853-21-3885

★の所に看板があります。

燃えるごみの搬入は、場内の案内に従い以下①～③の手順でお願いします。

「ごみ処理施設搬入届出書」をダウンロード（プリント）して必要事項を記入しておくでスムーズに搬入できます。

<https://www.ecoservice-izumo.co.jp>

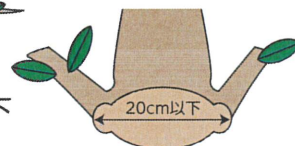
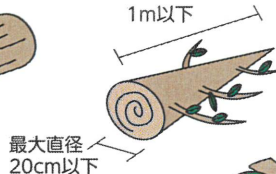
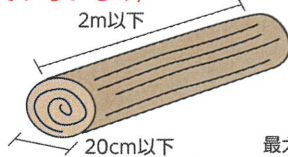
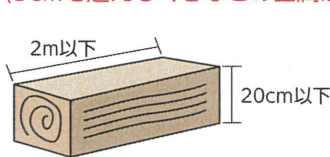


燃えるごみ搬入時の注意点は次ページをご覧ください。

燃えるごみ搬入時の注意点

①搬入物の大きさは次の制限以内にしてください。

- ・板材・角材など棒状のもの：長さ2mかつ20cm角以下または直径20cm以下
(3cmを超えるくぎなどの金属が付いていないもの)



- ・剪定枝：長さ1mかつ最大直径20cm以下
- ・3cmを超える金属等の付いていない木製品など：2m×1.2m×1m以下

②草は砂、泥をしっかりと落としてください。

③草を搬入する場合は最大積載量2トン以下の車両で搬入してください。

④剪定枝を搬入する場合は、最大積載量4トン以下の車両で搬入してください。

⑤大きな布類(シーツ・カーテンなど)や長尺のもの(ロープ・ホースなど)は指定ごみ袋程度の袋(～40ℓ)に入れてお持ちください。

⑥3cmを超える金属類・セラミックスなどが混入すると、出雲エネルギーセンターの機械が破損してごみ処理ができなくなりますので、分別をして持ち込んでください。

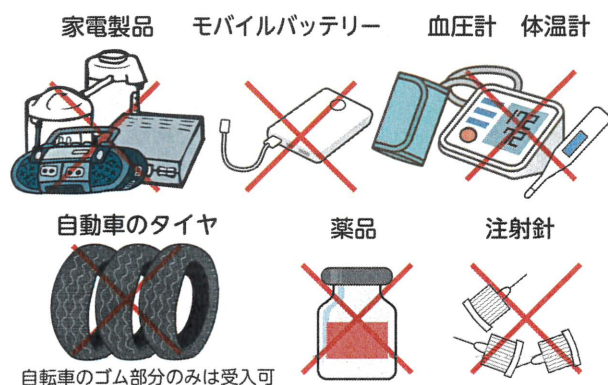
⑦ごみを下ろす場所は、職員の誘導、指示に従ってください。

⑧できるだけ釣銭が要らないよう小額硬貨のご用意をお願いします。

出雲エネルギーセンターへ搬入できないごみ

- ✖ 出雲市以外で発生したごみ → ごみが発生した地域の市区町村へお問い合わせください。
- ✖ 産業廃棄物 → 出雲保健所(☎0853-21-1197)へお問い合わせください。
- ✖ 金属主体のごみ、家電製品、リチウムイオン電池を含む製品(電子タバコ、モバイルバッテリーなど) → 「破砕ごみ」として収集に出すか、燃えないごみ処理施設へ直接搬入してください。
- ✖ 水銀を含む製品(水銀血圧計、体温計) → リサイクル品として収集に出すか、燃えないごみ処理施設へ直接搬入してください。
- ✖ 自動車のタイヤ・自動車のオイル・薬品類 → 専門業者へご相談ください。
- ✖ 感染性医療廃棄物(注射針など) → 医療機関・薬局・薬店へご相談ください。

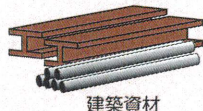
ペットボトル・古紙類・衣類は、ごみ減量化および環境への配慮のため、リサイクルでお出しください。



》 その他 市で収集しないごみ

正しく分別されていないごみや、市の処分場で処理できないごみは市で収集しません。
ごみ収集業者（39 ページ）あるいは、専門業者に直接依頼してください。
産業廃棄物については出雲保健所（農業系は J A）にお問い合わせください。

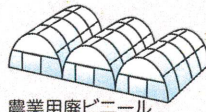
産業廃棄物



建築資材



農業用機械



農業用廃ビニール



漁網



育苗箱

オイル・農薬・成分不明のもの

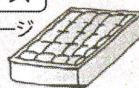


ガスボンベ



スプリングマットレス

19・32ページ参照



耐火金庫



未使用の花火

35ページ参照



販売店・専門業者へご相談ください。

バッテリー



このステッカーの貼ってある販売店に引取りを依頼してください

充電式・ボタン型電池



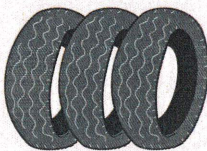
電気店などのリサイクル協力店または市役所本庁 4 階環境施設課窓口へ。
詳細は 13 ページ参照

携帯電話・スマートフォン



販売店で引き取ってもらうか市役所本庁 4 階環境施設課窓口にお持ちください。

タイヤ（自転車用を除く）



販売店に引取りを依頼してください

消火器

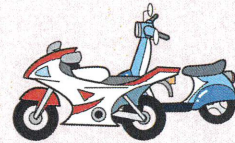


お問い合わせ

消火器リサイクル推進センター
☎03-5829-6773

受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始および
12:00~13:00を除く)
詳しくは…[ホームページ] <https://www.ferpc.jp/>

二輪車



お問い合わせ

販売店または
二輪車リサイクルコールセンター
☎050-3000-0727

受付時間 9:30~17:00
(土・日・祝日・年末年始などを除く)
詳しくは…[(公財)自動車リサイクル推進センターホームページ]
<https://www.jarc.or.jp/>

ペットの死体

市の収集に出すことはできません。直接、出雲エネルギーセンターへお持ちください（20・21 ページ）。大きさは、50cm × 50cm × 50cm 以下で、箱に入るものに限りです。
※焼却後の灰はお返しできません。（処理料 3,142 円/頭）
なお、市内にはペットの火葬、納骨、供養などができる民間のペット葬祭施設があります。

事業所ごみの処理

事業所から排出されるごみは、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けることができ、それぞれ処理方法が異なりますので、以下を参照のうえ、適正に処理をしてください。

産業廃棄物	島根県の許可をうけた産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。 詳細については、島根県廃棄物対策課のホームページを参照してください。
一般廃棄物	次の方法により、適正に処理をしてください。なお、市外で発生したごみは処理できません。 ①自らごみ処理施設（20～23 ページ）に直接搬入して処理をする。 → 157 円 / 10 kg の処理手数料が必要です。 ②市が許可した業者（39 ページ）に処理を依頼する。 → 費用は、排出量や収集頻度により異なりますので、業者に直接確認してください。 ③一般家庭程度（1 回の収集につき指定ごみ袋・収集券のごみを併せて 4 個まで）で、近所の集積場に出すことができる場合は、例外的に市が収集します。事前に環境施設課へ申請が必要が必要です。 → 集積場の使用については、町内会など集積場の管理者に直接相談してください。 (事業所だけの収集はしません)

出雲エネルギーセンターへの可燃ごみ搬入上の留意事項

1. 搬入者の遵守事項

- ①搬入車両はシートでの被覆や梱包を厳重にするなど、搬入物の飛散・流出・悪臭対策を十分に施すこと。
- ②搬入にあたっては、職員の指示に従うこと。
- ③搬入物の速やかな荷下ろしができるような人数で搬入すること。
- ④搬入物の投入(搬入)後に飛散した搬入物の清掃を必ず行なうこと。
- ⑤構内では、徐行及び一時停止などの表示に従い通行すること。
- ⑥リサイクルできるものはリサイクルに努めること。
- ⑦衣類などを多量に搬入する場合は、袋などに入れて搬入すること。
- ⑧搬入物の大きさ(長さ)は、次の制限以内にする。

角材・棒状の木	長さ2m以下かつ最大直径(角材は1辺)20cm以下
剪定枝	枝葉のあるものは長さ1m以下かつ最大直径20cm以下
	枝葉のないものは長さ2m以下かつ最大直径20cm以下
板類	2m×1m×5cm(厚さ)以下
ひも・ロープ類	指定ごみ袋に入る程度の長さまで

2. 刈り草及び剪定枝の搬入について

①刈り草(土砂の付着がないもの)

搬入車両	草の状態	日当搬入台数	荷下ろし場所
3t車超～4t車以下 (パッカー車限定)	袋詰	制限なし	プラットホーム職員に 申告し、プラットホーム 職員が指示した場所
	袋詰なし	1台	
2t車以上～3t車以下 (ダンプ・パッカー車)	袋詰	制限なし	
	袋詰なし	2台	
2t車未満 (軽トラック等)	袋詰・袋詰なし	制限なし	

※「袋詰」とは、草丈50センチ以下にした草を90リットルまでの大きさで透明袋に入れた状態をいう。

②剪定枝

搬入車両	日当搬入台数	
	5月～11月	12月～4月
3t車超～4t車以下	1台	2台
2t車以上～3t車以下	2台	4台
2t車未満	制限なし	制限なし

※受入可能な剪定枝⇒直径(太さ):20cm以下・長さ:枝葉がないもの:2m以下
枝葉があるもの:1m以下

3. ごみ処理手数料

	種 別	手 数 料
1	家庭生活により生じたもの	52円/10kg
2	事業活動により生じたもの(事業系一般廃棄物)	157円/10kg
3	「1」と「2」の混合したもの	157円/10kg
4	飼い犬、飼い猫等の動物の死体(ペット)	3,142円/1頭

※虚偽の申請をされた場合は搬入をお断りします。

※釣銭がいらぬように準備をしてください。

4. 搬入を禁止するもの

- ①排出者(個人及び事業所)又は許可業者以外が搬入した一般廃棄物
- ②事業所から排出される産業廃棄物
- ③建物の増改築又は解体で発生した畳
- ④農業で使用した廃プラスチック類
- ⑤金具や釘などの金属が付いているもの
※一つあたり最長辺3cm以内の小さな金属は、切り取ることなく受入可能です。
スプリング等の金属が入ったベッドのマットレスは搬入禁止です。
- ⑥ペンキなど塗料類等液体状のもの及び汚泥状のもの
- ⑦医療機関等から排出される血液等の付着したガーゼなどの医療廃棄物、並びに農薬等有害、有毒薬品類及びその含有汚泥
- ⑧花火(未使用のもの)・火薬類・魚網・醸造物・動物の排泄物・廃油
- ⑨位牌・仏壇
- ⑩その他、出雲市が処理困難と判断したもの。

5. 搬入時間

- ・月曜日～金曜日 8時30分～16時30分
 - ・土曜日 8時30分～12時00分
- ※祝日も上記曜日の時間どおりとなります。
(日曜日及び1月1日から1月3日の間は搬入できません。)

★上記の留意事項を遵守していただけない場合は、お持ち帰りいただくこともあります。